

離婚届にともなう手続きについて

下記の項目に該当のある方は各課で手続きをお願いします。詳しくは、各窓口におたずねください。

手 続 き 項 目	内 容	必要なもの	窓 口		
☐ 住所の異動	・住所変更や世帯分離の手続きをする場合は、住民異動届を提出してください。 ※代理の方が届出される場合は、委任状が必要です。	転出証明書 (転入の場合のみ) 本人確認書類	①市民課	1階	
☐ 印鑑登録証	・離婚により氏を変更した方で、婚姻中の氏を含む印鑑を登録している場合は、自動的に抹消されます。必要であれば再登録をしてください。(再登録料200円)	登録する印鑑 本人確認書類			
☐ 住民基本台帳カード ☐ 個人番号カード ☐ 公的個人認証サービス	・住所、氏が変わる場合は手続きが必要です。 ・公的個人認証サービスによる「電子証明書」の交付を受けている方は、住所・氏を変更することにより内容が抹消されます。希望する方は再度申請をしてください。(登録料がかかります)	住民基本台帳カード等 個人番号カード等 本人確認書類 印鑑			
☐ 国民健康保険	・住所、氏が変わる場合は手続きが必要です。 「国民健康保険」の番号札をお取りください	国民健康保険被保険者証 印鑑	②国保医療課		
☐ 後期高齢者医療制度	・住所、氏が変わる場合は手続きが必要です。 「後期高齢者保険・福祉医療」の番号札をお取りください	被保険者証 医療費受給者証			
☐ 子ども医療 (0歳～中学3年生修了まで) ☐ 後期高齢者福祉医療 ☐ 障害者医療 ☐ 精神障害者医療 ☐ 母子家庭等医療	・受給者・保護者の住所や氏が変わる場合、保護者を変更する場合などは手続きが必要です。 ・被保険者証が変わる場合は新しい保険証が交付されてから届出をしてください。 「後期高齢者保険・福祉医療」の番号札をお取りください	被保険者証 印鑑			
☐ 国民年金 [年金受給者]	・年金受給者は住所変更、氏変更の手続きが必要な場合があります。 手続きの際には「国民年金」の番号札をお取りください				年金手帳
☐ 介護保険 [65歳以上の方、もしくは 介護認定を受けている方]	・住所、氏が変わる場合は手続きが必要です。	被保険者証等			⑥長寿 介護課
☐ 原付、小型特殊 ☐ 125cc超～ 250cc以下の軽二輪 ☐ 250cc超の小型二輪 ☐ 軽自動車	・住所が変わる場合は手続きが必要です。 (市内での転居の場合は手続き不要です) ・愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所へお問い合わせください。 電話 050-(5540)-2047 豊田市若林西町西葉山46番地 ・軽自動車検査協会 愛知県主管事務所 三河支所へお問い合わせください。 電話 050-(3816)-1772 豊田市若林西町西葉山48番地2	印鑑 詳しくは係におたずねください。	④税務課		
☐ 各障害者手帳 ☐ 各障害者手当	・住所、氏が変わる場合は手続きが必要です。(氏が変わる場合は振込先口座の氏変更を済ませてから変更届を提出してください) ・特別児童扶養手当については、受給者を変更していただく場合があります。	各障害者手帳 印鑑 等 ★			⑤福祉課
☐ 自立支援医療 (精神・更生・育成) ☐ 各受給者証	・住所、氏、被保険者証の種類が変わる場合は手続きが必要です。 ・障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちで住所・氏が変わる場合は、手続きが必要です。	受給者証、印鑑 被保険者証 受給者証 ★			
☐ 児童手当 ☐ 県・市遺児手当 ☐ 児童扶養手当 ☐ 養育費に関する補助金 ☐ 保育園入園児・申請児の登録住所、氏の変更	・子どもの養育者(主たる生計維持者)が変わる場合及び、住所・氏が変わる場合は手続きが必要です。 ・ひとり親家庭を対象とした手当を受給できる場合があります。 ・公正証書等を作成される方、養育費保証会社と契約される方は、補助金の対象となる可能性があります。 ・実施状況変更届の提出が必要です。 ※手続きの際には窓口にてお声をかけてください。	請求者の口座の分かるもの、印鑑、被保険者証 等 ★ 請求者と子どもの戸籍謄本 等 ★ 詳細は係におたずねください。 なし	⑬子ども課		
☐ 水道の中止、開始 ☐ 使用者の氏の変更 (変更届)	・住所、氏が変わる場合は、希望日の3営業日前までに「給水中止届」「給水開始届」「使用者変更届」を提出してください。 (FAXでも可能です。様式はホームページからダウンロードできます。)	なし		⑩水道課	
☐ し尿汲み取りの廃止 し尿汲み取りの開始 ☐ 犬の登録変更	・住所、氏が変わる場合は申し込み手続きが必要です。 ・飼い主の住所、氏が変わる場合は手続きが必要です。	なし なし		⑦環境課	
☐ 児童・生徒の転居 (小学校・中学校)	・子どもの住所が変わる場合は、学校の転学手続きをしてください。※学区が変わるときは転学の手続きが必要です。	印鑑	教⑭育学校課		

★がついている場合、マイナンバーがわかるものが必要です。